スクールバス年間契約に関する事項

１．学校及び路線名　　　青山小学校　滝線

２．１日あたりの走行距離　　　　　　ｋｍ

３．１日あたりの走行時間　　　　　　時間

４．実働率　　　　　　　　％

５．運行日数　　２１５日

６．年間契約額計算式

　　①距離運賃　　　　　　　　ｋｍ×　　　　　円＝　　　　　　円

②時間運賃　　　　　　　　時間×　　　　　円＝　　　　　　円

③１日あたりの運賃　　　　　　　円＋　　　　　　円＝　　　　　　円

④年間契約額　　　　２１５日×実働率　　　　　％＝　　　日（小数点以下切捨）

円×　　　日＝　　　　　　　　　円

７．年間契約運行可能日数

　　　　　日×１．４＝　　　日（小数点以下切捨）

８．年間契約額の精算

年間契約の基礎となる走行距離及び走行時間が委託者の要請により超えた場合は１日ごとに距離運賃、時間運賃を基に別途精算を行うこととする。

９．使用する車両（車両登録番号）

スクールバス年間契約に関する事項

１．学校及び路線名　　　青山小学校　下川原線

２．１日あたりの走行距離　　　　　　ｋｍ

３．１日あたりの走行時間　　　　　　時間

４．実働率　　　　　　　　％

５．運行日数　　２１５日

６．年間契約額計算式

　　①距離運賃　　　　　　　　ｋｍ×　　　　　円＝　　　　　　円

②時間運賃　　　　　　　　時間×　　　　　円＝　　　　　　円

③１日あたりの運賃　　　　　　　円＋　　　　　　円＝　　　　　　円

④年間契約額　　　　２１５日×実働率　　　　　％＝　　　日（小数点以下切捨）

円×　　　日＝　　　　　　　　　円

７．年間契約運行可能日数

　　　　　日×１．４＝　　　日（小数点以下切捨）

８．年間契約額の精算

年間契約の基礎となる走行距離及び走行時間が委託者の要請により超えた場合は１日ごとに距離運賃、時間運賃を基に別途精算を行うこととする。

９．使用する車両（車両登録番号）

スクールバス年間契約に関する事項

１．学校及び路線名　　　青山小学校　霧生線

２．１日あたりの走行距離　　　　　　ｋｍ

３．１日あたりの走行時間　　　　　　時間

４．実働率　　　　　　　　％

５．運行日数　　２１５日

６．年間契約額計算式

　　①距離運賃　　　　　　　　ｋｍ×　　　　　円＝　　　　　　円

②時間運賃　　　　　　　　時間×　　　　　円＝　　　　　　円

③１日あたりの運賃　　　　　　　円＋　　　　　　円＝　　　　　　円

④年間契約額　　　　２１５日×実働率　　　　　％＝　　　日（小数点以下切捨）

円×　　　日＝　　　　　　　　　円

７．年間契約運行可能日数

　　　　　日×１．４＝　　　日（小数点以下切捨）

８．年間契約額の精算

年間契約の基礎となる走行距離及び走行時間が委託者の要請により超えた場合は１日ごとに距離運賃、時間運賃を基に別途精算を行うこととする。

９．使用する車両（車両登録番号）

スクールバス年間契約に関する事項

１．学校及び路線名　　　青山小学校　高尾種生線

２．１日あたりの走行距離　　　　　　ｋｍ

３．１日あたりの走行時間　　　　　　時間

４．実働率　　　　　　　　％

５．運行日数　　２１５日

６．年間契約額計算式

　　①距離運賃　　　　　　　　ｋｍ×　　　　　円＝　　　　　　円

②時間運賃　　　　　　　　時間×　　　　　円＝　　　　　　円

③１日あたりの運賃　　　　　　　円＋　　　　　　円＝　　　　　　円

④年間契約額　　　　２１５日×実働率　　　　　％＝　　　日（小数点以下切捨）

円×　　　日＝　　　　　　　　　円

７．年間契約運行可能日数

　　　　　日×１．４＝　　　日（小数点以下切捨）

８．年間契約額の精算

年間契約の基礎となる走行距離及び走行時間が委託者の要請により超えた場合は１日ごとに距離運賃、時間運賃を基に別途精算を行うこととする。

９．使用する車両（車両登録番号）

スクールバス年間契約に関する事項

１．学校及び路線名　　　青山小学校　奥鹿野線

２．１日あたりの走行距離　　　　　　ｋｍ

３．１日あたりの走行時間　　　　　　時間

４．実働率　　　　　　　　％

５．運行日数　　２４０日

６．年間契約額計算式

　　①距離運賃　　　　　　　　ｋｍ×　　　　　円＝　　　　　　円

②時間運賃　　　　　　　　時間×　　　　　円＝　　　　　　円

③１日あたりの運賃　　　　　　　円＋　　　　　　円＝　　　　　　円

④年間契約額　　　　２４０日×実働率　　　　　％＝　　　日（小数点以下切捨）

円×　　　日＝　　　　　　　　　円

７．年間契約運行可能日数

　　　　　日×１．４＝　　　日（小数点以下切捨）

８．年間契約額の精算

年間契約の基礎となる走行距離及び走行時間が委託者の要請により超えた場合は１日ごとに距離運賃、時間運賃を基に別途精算を行うこととする。

９．使用する車両（車両登録番号）